

令和6年度住民税非課税化世帯等・子育て世帯加算給付金の 対象世帯抽出誤りによる誤支給の発生について

令和6年度住民税非課税化世帯等・子育て世帯加算給付金を支給するにあたり、対象世帯の抽出に誤りがあり、誤支給が発生しましたので、お知らせします。

1 事案の概要

本給付金の支給対象外である「令和5年度に実施した低所得世帯向け給付金※1対象世帯」の一部の世帯に対し、今回誤って本給付金を支給したものの。

※1 物価高騰重点支援給付金(1世帯あたり7万円)

住民税均等割のみ課税世帯・子育て世帯加算給付金(1世帯あたり10万円)

2 経緯

令和6年8月15日(木)、本給付金の対象外世帯を整理・確認したところ、本来は本給付金の対象外である「令和5年度に実施した低所得世帯向け給付金の対象世帯」に対して、8月7日(水)に一部世帯へ入金済であることが判明した。

調査の結果、本給付金の対象世帯を抽出する際に、令和5年度に実施した低所得世帯向け給付金対象世帯の世帯主を除外する工程の中で、一部、誤って除外できていない世帯(8世帯)があったことに気づかず、入金手続きを行っていたことが判明した。

3 対象世帯および誤支給金額

8世帯 計80万円(10万円/世帯)

4 発生原因

前述の対象除外作業時に、一部のデータ項目に漏れがあることにより、除外できていない世帯があり、誤って本給付金の対象世帯として反映されていた。

5 今後の対応

誤支給となった世帯については、電話によりお詫び、経緯の説明および本給付金の返還の依頼を既に行っており、返還いただく手続きを進めている。

6 再発防止への取り組み

本市および委託業者における対象世帯抽出要件の確認の徹底や業務フローの再検討を行うなど再発防止に取り組む。

7 本給付金の支給要件(参考)

(給付対象となる世帯)

基準日(令和6年6月3日)において、岡山市に住民登録がある世帯のうち、以下に該当する世帯

- ・令和6年度新規住民税非課税世帯 : 「均等割非課税者」のみで構成される世帯
- ・令和6年度新規住民税均等割のみ課税世帯 : 「均等割のみ課税者」または「均等割のみ課税者と均等割非課税者」で構成される世帯

※本給付金は令和6年度に「新規」に該当世帯となった世帯を対象としたものであり、令和5年度に実施した「低所得世帯向け給付金」の対象世帯は、本給付金の対象外。

【問い合わせ先】

岡山市 福祉援護課 山本・山地 直通086-803-1717 内線5480・5456